

## 認知症ケア特化型居宅介護支援事業所メサイア 指定介護予防支援 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社HHKピースが開設する認知症ケア特化型居宅介護支援事業所メサイア（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「介護予防支援事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたつて援助を行う。

二 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

三 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

四 事業所は、介護予防支援事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

五 前4項のほか、「青森市指定居宅介護予防支援事業者の指定並びに指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年青森市条例第44号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 認知症ケア特化型居宅介護支援事業所 メサイア
- 二 所在地 青森市南佃2丁目18-7

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 2名以上  
介護支援専門員は、介護予防支援事業の提供にあたる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日まで  
ただし、祝日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (介護予防支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者からの介護予防支援サービス計画表作成依頼等に対する相談対応事業所内相談室内において行う。
- 二 課題分析の実施
  1. 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
  2. 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
  3. 使用する課題分析票の種類は全社協方式とする。

### 三 介護予防サービス支援計画表原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス支援計画表の原案を作成する。

また、介護予防サービス支援計画表の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。

### 四 サービス担当者会議等の実施

介護予防サービス支援計画表原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス支援計画表原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

### 五 介護予防サービス支援計画表の確定

介護支援専門員は、介護予防サービス支援計画表に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

### 六 介護予防支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、介護予防支援サービスに位置付けた指定居宅サービス事業所等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

### 七 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス支援計画表の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス支援計画表の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて介護予防サービス支援計画表の変更、指定居宅サービス事業所との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

#### 八 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

#### 九 介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、5,430円とする。ただし、当該介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

次条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルまで100円。片道1キロメートル以上、1キロメートル増すごとに100円を追加

#### 十 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

### （通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は青森市とする。

### （相談・苦情対応）

第8条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援または介護予防サービス支援計画表に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

二 事業所は、提供した介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

三 事業所は、提出した介護予防支援に係る利用者からの苦情に関しては国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### （事故処理）

第9条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

二 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

三 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

### （個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

### (衛生管理等)

第11条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所内における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対して、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### (業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援事業所のサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の設備（担当者の配置）
  - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

### (身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

**(その他運営についての重要事項)**

第15条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1カ月以内
継続研修	年1回以上

- 二 従業者及び従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 事業者は従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 事業者は適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 五 事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 六 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社HHKピースと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1. この規程は、令和6年12月1日から施行する。
- 2. この規程の一部を改定し、令和7年7月1日から実施する。